

# 事務事業評価資料

施策名	生活交通バス対策の推進		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課							
事業名	バス路線運行維持対策費補助（県単独補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3887							
事業目的	地域住民の日常生活における公共交通手段として、広域的・準幹線の乗合バス路線の確保 （広域的・準幹線の路線：複数市町を運行する路線、平均輸送量50人以下、運行回数10回以下）										
事業内容	市町が補助対象とする路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者を市町と協調して支援する。 対象者：乗合バス事業者 対象路線：複数市町を運行し、広域行政圏の中心都市等へアクセスする路線 補助対象経費：経常経費と経常収益の差額 負担割合：県1/2、市町1/2				事業開始年度	平成7年度					
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額					
	事業費	(178,857千円) 178,857千円		(169,396千円) 169,396千円		(169,681千円) 169,681千円					
	人件費	1,783千円	従事人員 0.2人	1,694千円	従事人員 0.2人	1,672千円 従事人員 0.2人					
	総コスト（+）	180,640千円	従事人員 0.2人	171,090千円	従事人員 0.2人	171,353千円 従事人員 0.2人					
事業の目標	赤字路線のうち広域的・準幹線の路線の系統数の維持			[目標設定理由] ・広域的・準幹線の路線の廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。 ・国庫補助制度の見直しが見込まれることから、国庫協調補助路線とあわせ、当面22年度までの目標とする。							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率（%）				
		目標値	年度				H19	H20	H21		
		補助対象系統数	75系統 22年度	89系統 (2,030千円)	75系統 (2,281千円)	75系統 (2,285千円)	100.0%	100.0%	100.0%		
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから、不採算路線での路線廃止に繋がる恐れがある。</li> <li>これにより、路線退出により高齢者をはじめとする住民の生活交通手段が確保できなくなる。</li> <li>したがって、市町との協調制度によって、広域的・準幹線的バス路線の維持確保を図る必要がある。</li> </ul>									
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあり、不採算路線からの撤退が進んでいるが、市町との協調補助により、大幅な撤退には至っておらず、補助制度が有効に機能している。</li> <li>市町との協調補助によって、広域的・準幹線的バス路線を維持する必要があるが、県負担が増大する中で、県が支援すべき路線の重点化を図り、持続可能な補助制度へ見直す必要がある。</li> </ul>									
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1単位あたりのコストは、燃料費の高騰等による一時的な増加であると見込まれることから、今後の経営状況を見極める必要がある。</li> <li>補助対象経費である運行欠損額に対し補助対象上限を設定することにより、民間バス事業者に対しては運行コストの増高を抑制するよう、効率的な運行を促す制度へと見直す必要がある。</li> </ul>									
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の減少に伴い、民間バス事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。</li> <li>平均輸送量が比較的少ない広域的・準幹線的路線は市町及び県の協調補助により実施しているが、県負担が増大する中で、県が支援すべき路線の重点化を図る必要がある。</li> </ul>									
	受益と負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の料金負担を求めている。</li> <li>しかしながら、燃料費の高騰等により民間バス事業者の経営状況は悪化している。</li> <li>民間バス事業者に対し、補助対象上限の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努める必要がある。</li> </ul>									
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小		継続 統合		凍結(休止)		延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更 事務改善 その他	
説明	<p>市町を跨るなどの広域的な準幹線路線を補助することにより、高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、バス運行路線を維持する必要がある。</p> <p>しかし、県負担が増大する中で、持続可能な補助制度へ見直す必要があることから、1日平均輸送量2人以上の下限輸送量を付加し、県が補助対象とする路線の重点化を図る。</p> <p>また、バス事業者の経営の効率化を促進するため、補助対象経費を経常経費の11/20とする限度額を設定する。</p>										